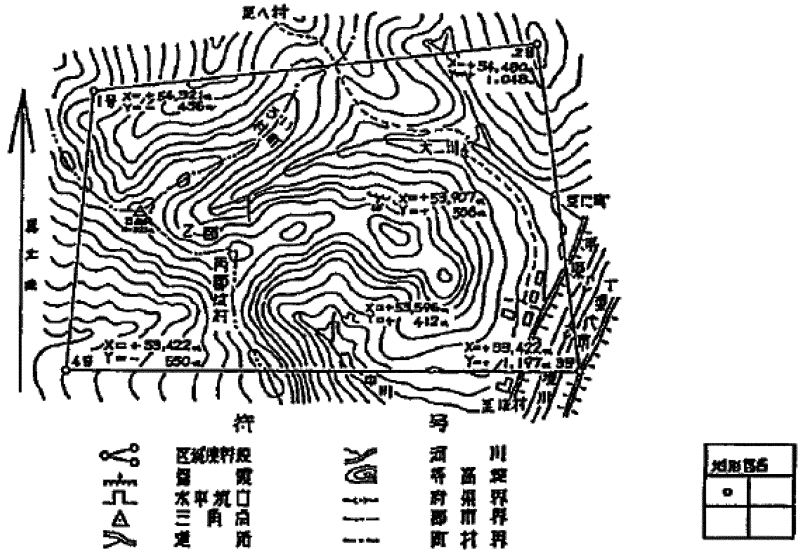


備考

1　試（採）掘区域図（世界測地系）は、上記の例により作成すること。

2　区域図の縮尺は、10,000分の１とすること。ただし、法第21条第１項に基づいて設定された鉱区においては、その区域の面積が20ヘクタール未満のとき又は縮尺10,000分の１によつては区域が明示し難いときは、5,000分の１とすることができる。法第40条第３項若しくは第７項又は法第41条第１項に基づいて設定された鉱区においては、10,000分の１によつては区域が明示し難いときは、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。

3　地形図名欄には、試（採）掘出願地を含む国土地理院発行の50,000分の１地形図が発行されている区域の場合は、その図名を記載し、さらに、当該出願地の位置が当該地形図を４等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。

4　符号は、国土地理院発行の50,000分の１の地形図の図式記号及び日本工業規格鉱山記号（ＪＩＳ　Ｍ　0101）によること。

5　符号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。

赤色・・・三角点の標高、真北線、出願の区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線

青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線

かつ色・・道路

黒色・・・三角点、等高線

6　用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものを用いること。

7　記載には、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものを用いること。

8　肩書は、原則として、図面左上に書くこと。

様式第27（第29条関係）

（その１）

坑内実測図（平面図）

縮尺

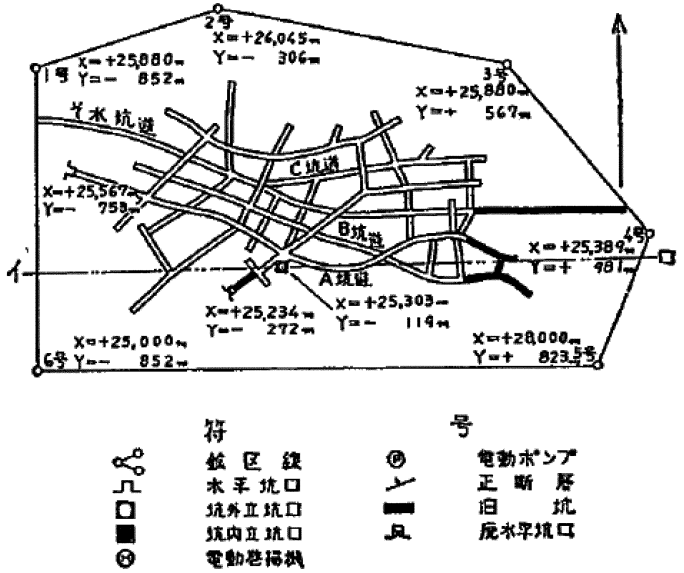
住所

採掘権者　氏名又は名称

1　採掘権の登録番号

2　採掘鉱区の所在地

3　目的とする鉱物の名称



備考

1　坑内実測図は、上記の例により作成すること。

2　縮尺は、1,000分の１とすること。ただし、この縮尺によって表わし難いときは、適宜の縮尺によること。

3　軌道を設けた坑道又は機械等を設置した場所であって、この図の縮尺によって図上に表わし難いものは、適宜の縮尺によること。

4　符合は日本工業規格鉱山記号（ＪＩＳ　Ｍ　0101）によること。

5　坑道の上下は色で区別すること。